

## 意見と市の考え方

No	区分	意見内容	市の考え方
1	対象とする災害について	被害想定が政府の列挙する災害に限られている。2019年台風15号は鎌倉だけの狭い被害だったが、倒木、電柱傾き、崖崩れなどが多発し、長期にわたってハイキングコースが使用出来なかつた。その反省はないのか。台風や水害が増えている時代の水対策は比率としても増やすべきだと思う。	本計画は、第1編第1章第1節(計画の目的)に記載のとおり、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適切かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑えることを目的としています。災害廃棄物の発生量の推計に当たり、神奈川県地震被害想定調査や過去20年間で最も被害規模が大きかった平成16年(2004年)の台風22号及び23号の被災状況を前提条件とし、災害廃棄物対策指針に基づき算出しています。なお、検討に当たっては、昨今の暴風雨による被害状況に鑑み、被害想定及び推計結果を上回る可能性があることに十分留意します。
2	対象とする災害について	インフラの劣化によって起こる事故は災害の分野に入ると思う。メンテナンスの重要性を考えたり、そのような災害が市民生活に与える影響を考慮する計画があるといい。	御意見として承ります。
3	処理主体・処理体制について	「原則として市が処理主体となるが、広域処理や神奈川県への委託業務をおこなう」とあるが、総論のp3 1-1表にあるような想定対象地震ではどの地震でも、鎌倉市が単独で被災するのではなく、周辺の多数の地域が同時に被災するのであり、広域処理や県委託というのでは難しい。自市の災害ごみはまず自市処理することを前提とした計画でなければ、計画されている期間内での処理は困難であろう。自市のごみはまず自市で処理する計画でなければならないと考える。つまり鎌倉市は自分の市にしっかりと処理施設を造ることこそ、最大の実行計画である。	被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、平時の収集・処理体制での対応が困難な場合には、国・県・他自治体・民間事業者等への支援要請を行い、早急に体制構築を図ります。
4	処理主体・処理体制について	瓦礫の広域での処理委託、広域でのし尿処理要請などをはじめからこの実行計画に入れるのではなく、鎌倉市がこのように処理施設を造り、処理体制を構築する、それでも処理しきれない場合に、他地区的協力を要請するとあるべきである。自分の市にしっかりと処理施設も造らず、すべてを他市、他地区、民間に委託する他力本願の計画では情けない。他地区も被災しているこのような大災害の場合では、鎌倉市だけが救援されるはずがない。この計画は市民に対しても無責任甚だしいと考える。まず自分の鎌倉市に確りしたごみ処理体制を構築することが最大の処理実行計画であるということを考えるべきである。	被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、平時の収集・処理体制での対応が困難な場合には、国・県・他自治体・民間事業者等への支援要請を行い、早急に体制構築を図ります。
5	処理主体・処理体制について	鎌倉市の燃やすごみを逗子市などに処理を有料で依頼するなどと他市をあてにしているが、予想される災害時には、近隣の処理施設は、自市の処分も困難になるだろうから、あてにできません。以前より申し上げている自市の処理をするだけでなく、災害時のごみ処理は独自の処理計画を持っていなければ、非常な困難をきたします。自市のごみは自市で処分を前提に災害時の対策をしっかりとと考え、計画を立ておかねばなりません。早急に検討し公開してください。	被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、平時の収集・処理体制での対応が困難な場合には、国・県・他自治体・民間事業者等への支援要請を行い、早急に体制構築を図ります。
6	発災時の対応について(収集運搬)	平常時委託業者しか行っていない廃棄物処理工程を、災害時に直営で行うことはできない。収集業務だけでも契約上平時と同様の履行を担保したいところだが、不安定労働に支えられている以上、市の正規職員並みの責任は果たせないことを覚悟した案にすべき。災害時はごみが収集できないことを、市民に知らせておかないと。	被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、平時の収集・処理体制での対応が困難な場合には、国・県・他自治体・民間事業者等への支援要請を行い、早急に体制構築を図ります。大規模災害が発生した場合には、発災後3日間程度は収集が困難になることが想定されます。本計画の内容を踏まえ、災害廃棄物に係る市民の皆様への周知方法を検討します。

## 意見と市の考え方

No	区分	意見内容	市の考え方
7	発災時の対応について(一時的なごみ置き場について)	南海トラフなどの大きな地震が予想されている。時系列は、1 人命救助、2 避難所、3 ごみ置き場、4 被災証明発行と認識している。災害ごみ置き場は車で運ぶことが出来ない市民にも必要だ。その意味でもクリーンステーションの維持が必要だ。	災害廃棄物のうち災害により発生する廃棄物(がれき等)は、第2編第1章第4節(収集運搬)に記載のとおり、排出者による仮置場への直接搬入を原則としています。ただし、自治・町内会から要請があった場合には、駐車場や空き地、公園等を一時的な仮置場として設置することも想定しています。
8	災害対策費用について	災害が予想されるからと言って貯金しておく必要はなく、被害軽減対策に使うのは大事。借金は増やさないこと。	御意見として承ります。
9	計画の構成について	作成することを求められたために、形式だけを合わせた文となっている。国、県、他の自治体が作成したものをほぼそのままなぞっている部分が多い。	廃棄物処理法の基本方針に市町村における災害廃棄物処理計画の策定が明記されており、今回の改訂に当たっては、第1編第1章第2節(計画の位置付け)に記載のとおり、関連法令及び国・県計画を踏まえ、作成しています。